

被扶養者の認定日

1. 認定

認定異動事由	認定日	遡及認定 期間
被保険者の資格取得	健康保険被保険者資格取得日	1 ヶ月
婚姻	婚姻日	1 ヶ月
離職	離職日の翌日	1 ヶ月
収入減少	健康保険被保険者資格喪失日 雇用契約（変更）日	1 ヶ月
離婚による扶養者の変更	離婚日	1 ヶ月
失業給付の受給終了	失業給付受給終了の翌日	1 ヶ月

2. 削除

削除異動事由	認定日
就職・勤務先の健康保険に加入	健康保険被保険者資格取得日 就職日
収入が認定基準額を超えたとき	雇用契約（変更）日
年金により認定基準額を超えたとき	年金受給権発生月または改定月の1日
雇用保険失業給付の受給開始	失業給付受給開始日
離婚	離婚日
別居（生計維持関係がなくなった）	別居日
扶養者の変更（共同扶養・離婚による）	新しい健康保険に加入した日
再認定による削除	組合が定めた日